



### 3 評価通達6項の適用に係る判断枠組み

評価通達6項の適用については、最高裁令和4年4月19日判決を受け、次の(1)から(3)までを総合的に勘案して判断することとしている(同項の運用に関する事務運営指針(令和5年6月30日最終改正))。

- (1) 評価通達に定められた評価方法以外に、他の合理的な評価方法が存在するか。
- (2) 評価通達に定められた評価方法による評価額と他の合理的な評価方法による評価額との間に著しい乖離が存在するか。
- (3) 課税価格に算入される財産の価額が、客観的交換価値としての時価を上回らないとしても、評価通達の定めによって評価した価額と異なる価額とすることについて合理的な理由があるか(この場合において、評価通達の定めによって画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるときには、当該合理的な理由があると認められる。)

### 4 検討

- (1) 評価通達に定められた評価方法以外に、他の合理的な評価方法が存在するか

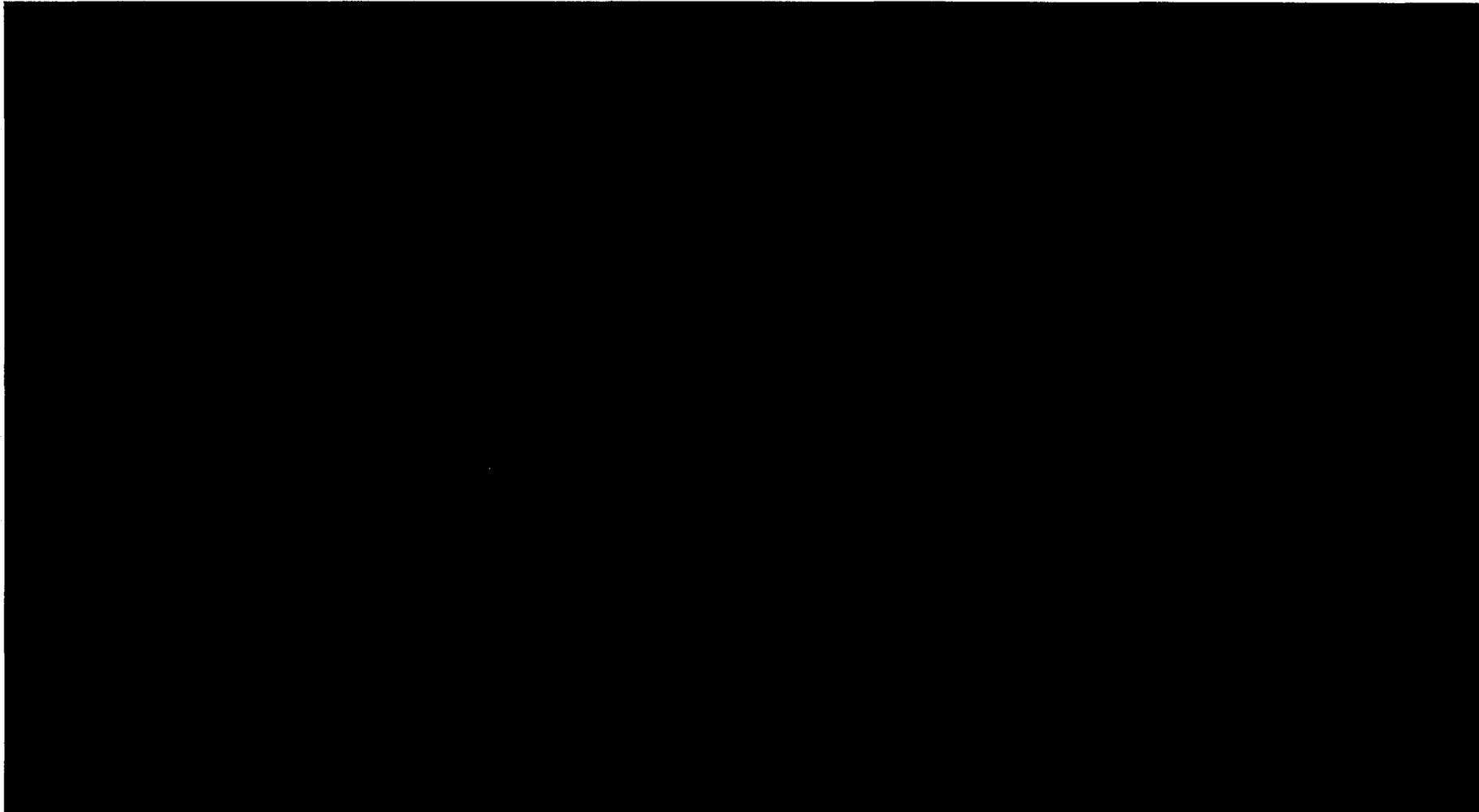


- (2) 評価通達に定められた評価方法による評価額と他の合理的な評価方法による評価額との間に著しい乖離が存在するか



- (3) 本件各不動産の価額が客観的交換価値としての時価を上回らないとしても、本件各不動産の価額を評価通達の定めによって評価した価額と異なる価額とすることについて合理的な理由があるか

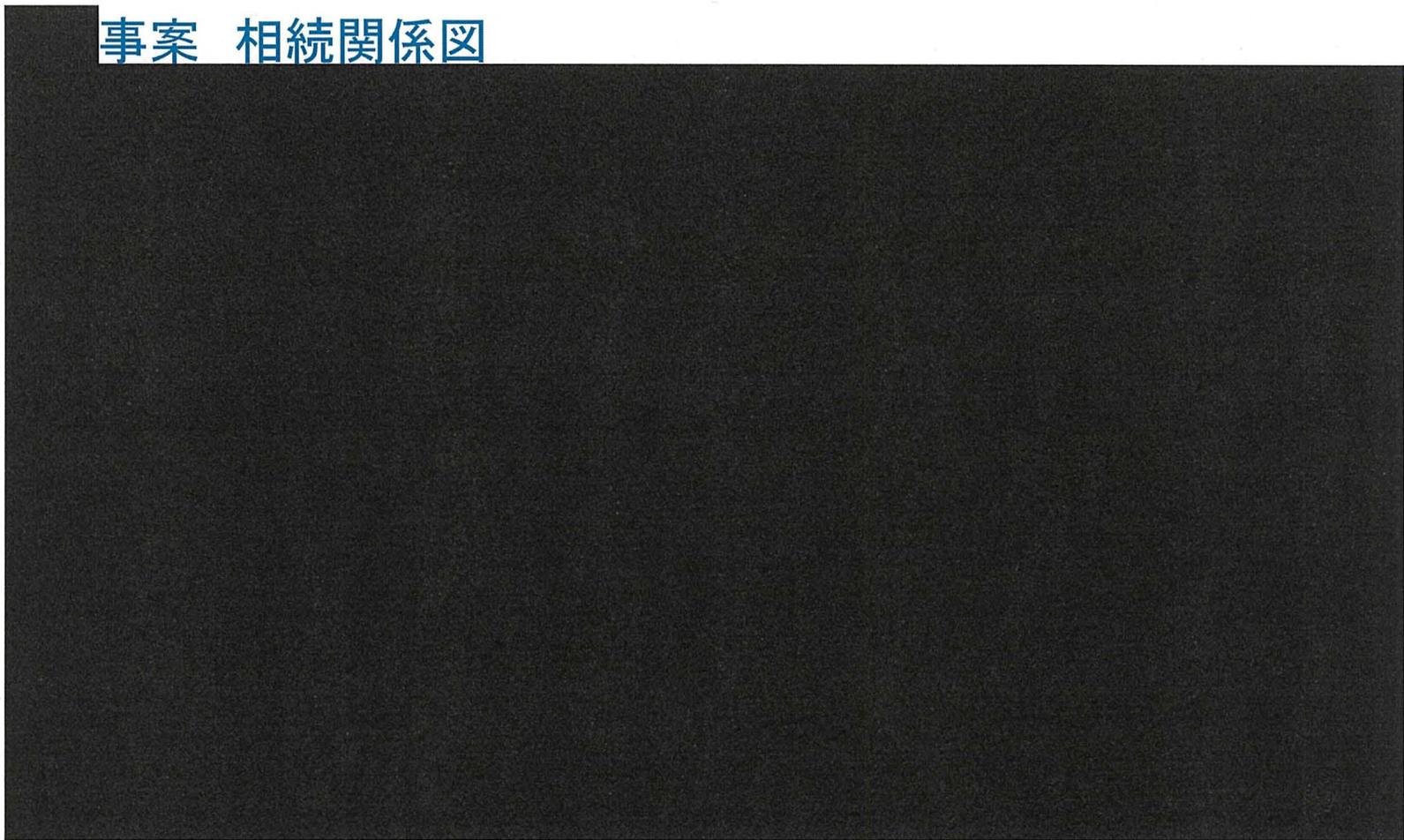


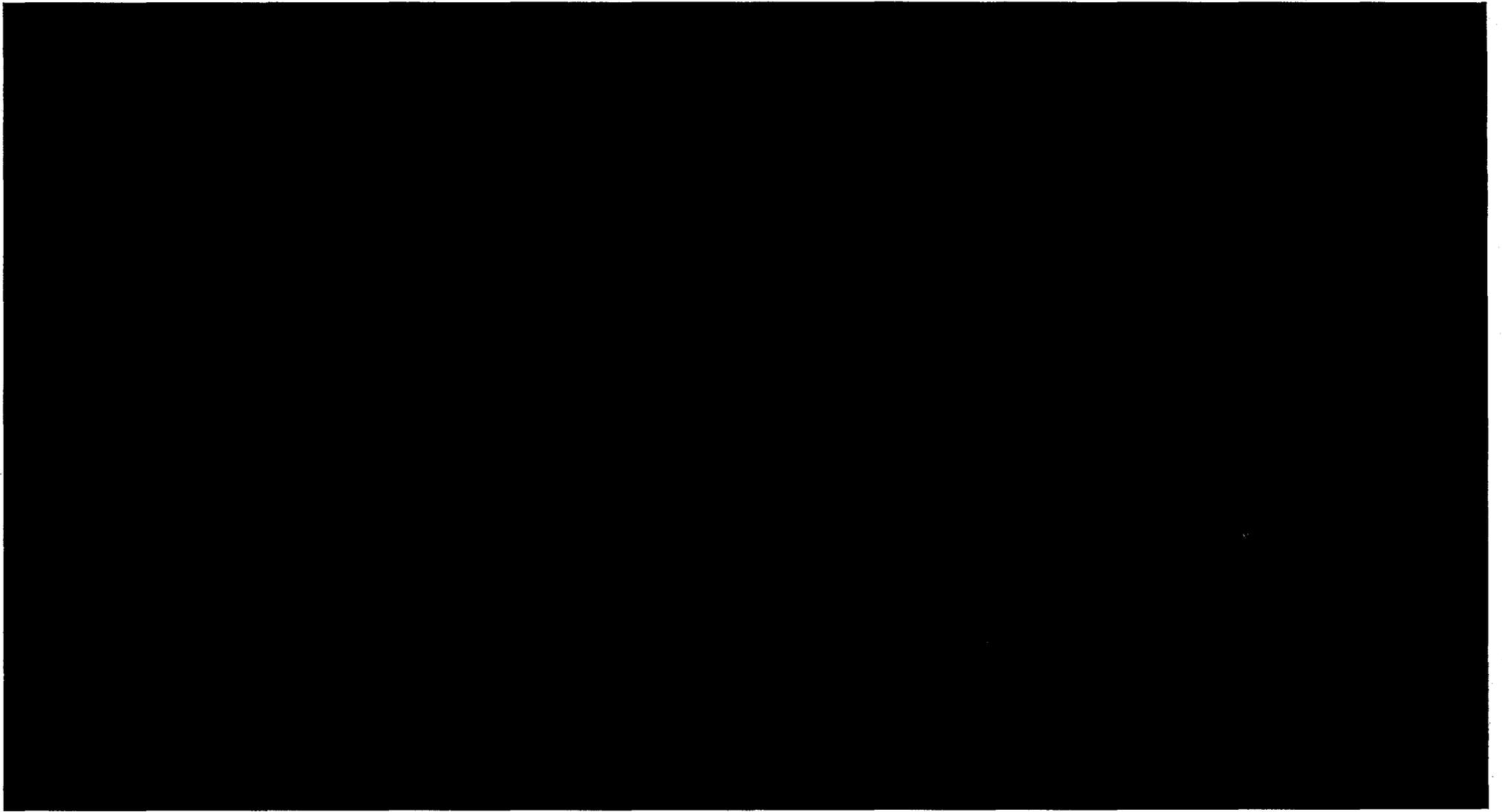


(4) 結論

以上のとおり、本件各不動産については、総合的に勘案して評価通達の定めによって評価することが著しく不適當であると認められることから、評価通達6項を適用し、評価通達に定められた評価方法によらずに他の合理的な評価方法により評価した価額（                    円）によって評価するよう、東京国税局に対して指示することとしたい。

事案 相続関係図

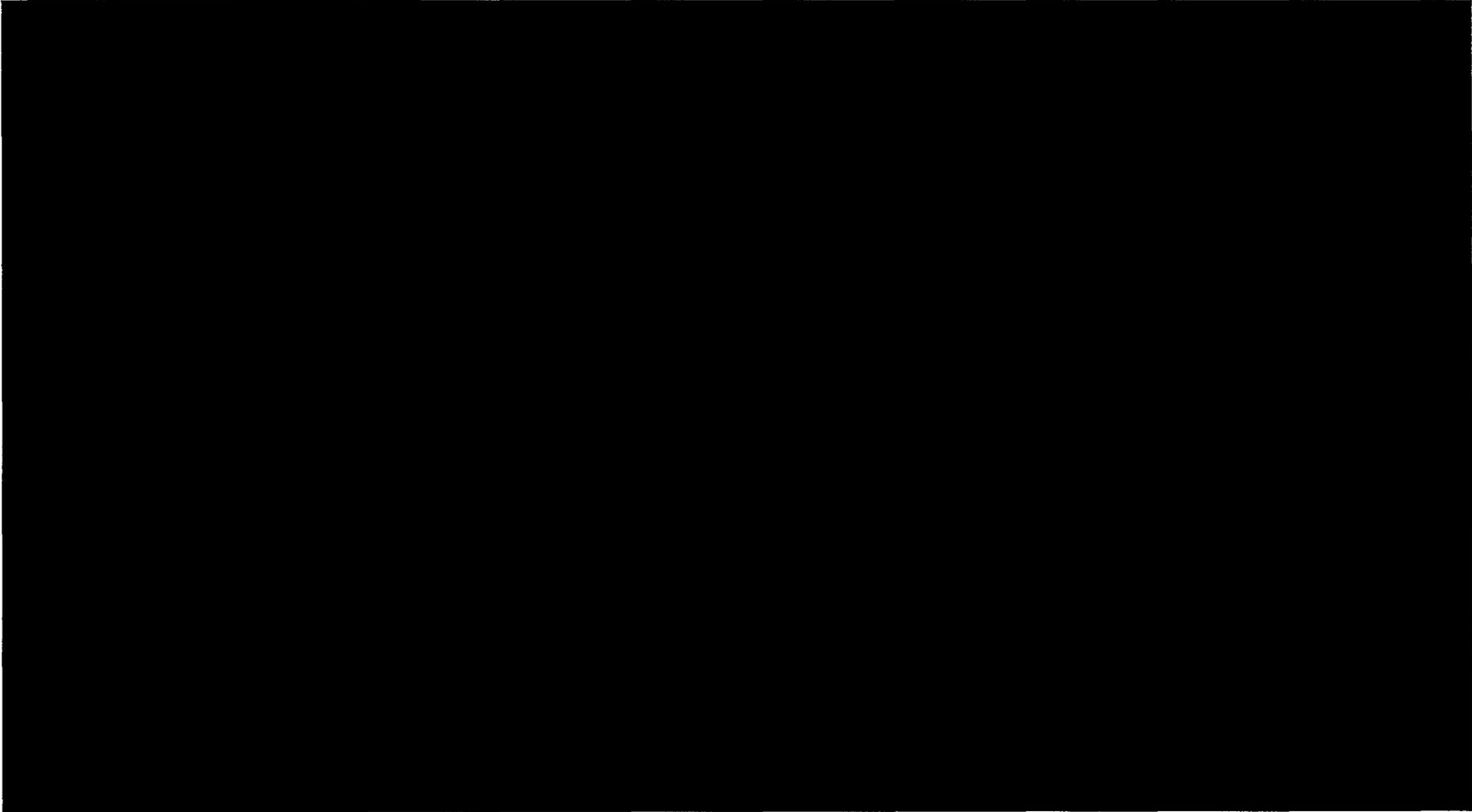




事案の概要

本件各不動産の概要

評価通達6項の適用について





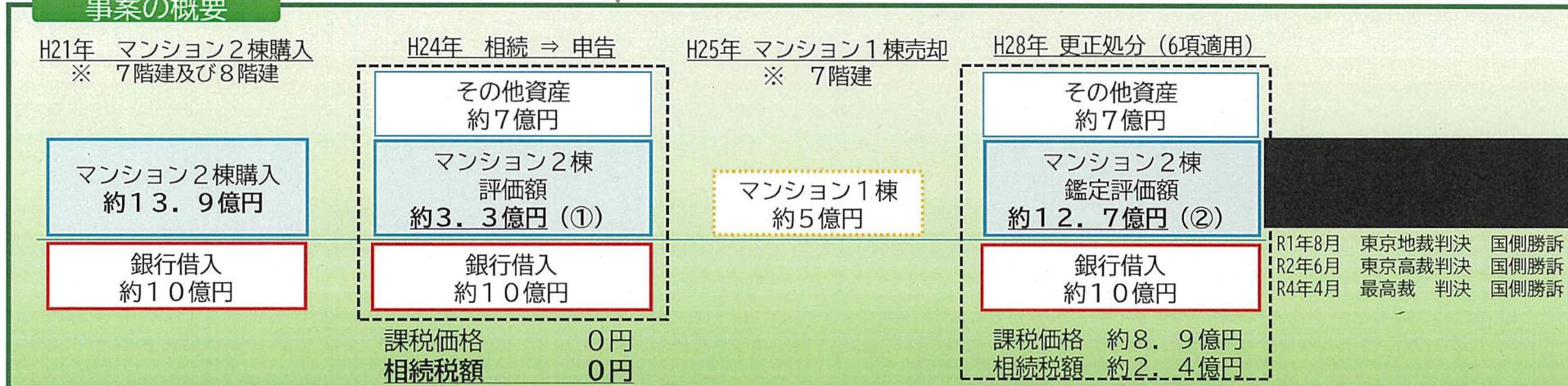
# 最高裁判決における財産評価基本通達6項の適用事例

## 財産評価基本通達6項

((この通達の定めにより難しい場合の評価))

6 この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する

## 事案の概要



## 最高裁判決 (令和4年4月19日) の要旨

- ① 課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、平等原則に違反するものとして違法
- ② 相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を上記通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのは租税法上の一般原則としての平等原則に違反しない。
- ③ 本件の(1)、(2)などの事情の下においては、本件各不動産の価額を評価通達を上回る価額にすることは、平等原則に違反しない。
  - (1) 本件各不動産 (マンション2棟) の購入・借入れが行われなければ本件相続に係る課税価格の合計額は6億円を超えるものであったにもかかわらず、これが行われたことにより、基礎控除の結果、相続税の総額が0円になる。(相続税の負担が著しく軽減されること)
  - (2) 被相続人及び相続人は、本件各不動産の購入・借入れに近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において相続人の相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて購入・借入れを企画して実行した。(租税負担の軽減をも意図して行ったものであること)